

## 14 条例・規則・要綱等に関する資料



## 14-1 宇陀市防災会議条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、宇陀市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宇陀市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 25 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 奈良県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
  - (2) 奈良県警察の警察官のうちから市長が任命する者
  - (3) 議会議長
  - (4) 市長がその部内の職員のうちから、指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 奈良県広域消防組合の消防吏員のうちから市長が任命する者
  - (7) 消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項第 8 号及び第 9 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、奈良県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。  
(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

附 則(平成24年条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年条例第20号)

この条例は、奈良県広域消防組合の設立の日から施行する。

## 14-2 宇陀市災害対策本部条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 18 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、宇陀市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所属の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 14-3 宇陀市災害支援対策本部設置要綱

平成 23 年 3 月 23 日

告示第 14 号

(設置)

第 1 条 宇陀市以外の市区町村において大規模災害等が発生した場合に被災地を支援するため宇陀市災害支援対策本部を置く。

(支援本部)

第 2 条 宇陀市災害支援対策本部(以下「支援本部」という。)は、次のいずれかの場合に設置するものとする。

- (1) 宇陀市以外において地震が発生し、その被害が甚大で支援の必要が認められるとき。
- (2) 宇陀市以外の市区町村において大規模な風水害が発生し、又は大規模な事件・事故が発生し、支援が必要と認められるとき。

(支援本部の所掌事務)

第 3 条 支援本部は、被災した市区町村及び住民に対する支援・激励策を策定し、実施する。  
2 支援本部の所掌事務は、宇陀市地域防災計画における宇陀市災害対策本部に規定する分掌事務に準ずるものとする。

(支援本部の組織)

第 4 条 本部に本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。  
2 本部長は市長を、副本部長は副市長をもって充てる。  
3 支援本部を構成する本部員は、宇陀市災害対策本部の構成員として、あらかじめ指定されている者の中から本部長が指名した者とする。  
4 本部長は、支援本部の事務を総括する。  
5 副本部長は、本部長を補助し、本部長に事故があるときはその職務を代行する。

(事務局)

第 5 条 支援本部の事務局は、総務部危機管理課に置く。

(その他)

第 6 条 この告示に定めるもののほか、支援本部の運営に必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

## 14-4 宇陀市水防協議会条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 19 号

(設置)

第 1 条 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 33 条第 1 項の規定に基づき、水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、宇陀市水防協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織及び任期)

第 2 条 協議会は、会長 1 人及び委員 20 人以内で組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代行する。

4 委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから市長が命じ、又は委嘱する。

5 委員の任期は、関係行政機関の職にある者及び水防に関係のある団体の代表者である者にあつてはその職にある期間とし、学識経験のある者にあつては 2 年とする。ただし、市長において特別の事由があると認めるときは、その任期中においてもこれを免じ、又は解職することができる。

(会議)

第 3 条 会長は、会議を招集し、会議の議長となる。

2 会議を招集しようとするときは、会議の日時、場所及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも 3 日前までに通知しなければならない。ただし、急施を要するときは、この限りでない。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数ときは、議長の決するところによる。

5 関係行政機関の職員又は関係団体の代表である委員に事故があるときは、その指名する職務上の代理者が議事に参与し、議決に加わることができる。

(臨時委員)

第 4 条 会長は、専門事項を調査審議する必要があると認めるときは、臨時委員を命じ、又は委嘱してその調査及び報告をさせることができる。

(幹事及び書記)

第 5 条 協議会に幹事及び書記若干人を置き、会長が命じ、又は委嘱する。

2 幹事は、会長の命を受け、庶務を整理する。

3 書記は、上司の命を受け、庶務に従事する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。



## 14-5 宇陀市災害救助基金条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 64 号

(設置)

第 1 条 災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)第 23 条に規定する災害救助費用を積み立てるため、宇陀市災害救助基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第 2 条 毎年度基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算(以下「予算」という。)で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に編入して運用することができる。

(処分)

第 6 条 基金は、第 1 条の目的に要する経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大宇陀町災害救助基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和 39 年大宇陀町条例第 15 号)又は災害救助資金蓄積条例(昭和 32 年菟田野町条例第 5 号)の規定により積み立てられた現金、有価証券等は、それぞれこの条例により積み立てられた基金とみなす。

## 14-6 宇陀市災害弔慰金の支給等に関する条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 107 号

### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 3 条—第 8 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 9 条—第 11 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 12 条—第 15 条)
- 第 5 章 補則(第 16 条)

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### (目的)

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。)及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令(昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

##### (定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、本市の区域内に住所を有した者をいう。

#### 第 2 章 災害弔慰金の支給

##### (災害弔慰金の支給)

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

##### (災害弔慰金を支給する遺族)

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

- ア 配偶者
- イ 子
- ウ 父母
- エ 孫
- オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち市長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては500万円とし、その他の場合にあつては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別な事情があるため市長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めること

ができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民(以下「障害者」という。)に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、250万円とし、その他の場合にあっては、125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に規定する災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項の世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合(エの場合を除く。) 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失若しくは流出し、又はこれと同等と認められる特別の事情があつ

た場合 3,500,000 円

(3) 第 1 号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際し、その住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「2,700,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と、「1,700,000 円」とあるのは「2,500,000 円」と、「2,500,000 円」とあるのは「3,500,000 円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10 年とし、据置期間はそのうち 3 年(令第 7 条第 2 項括弧書の場合は、5 年)とする。

(利率及び保証人)

第 14 条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年 3 パーセントとする。

2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。

3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第 15 条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第 13 条、第 14 条第 1 項及び第 16 条並びに令第 8 条、第 9 条及び第 12 条の規定によるものとする。

## 第 5 章 補則

(委任)

第 16 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年大宇陀町条例第 20 号)、菟田野町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年菟田野町条例第 20 号)、榛原町災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年榛原町条例第 26 号)又は災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和 49 年室生村条例第 19 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 23 年条例第 28 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の宇陀市災害弔慰金の支給等に関する条例第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した市民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

附 則(平成31年条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の宇陀市災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条第3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第11号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 14-7 宇陀市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

平成 18 年 1 月 1 日

規則第 62 号

### 目次

- 第 1 章 総則(第 1 条)
- 第 2 章 災害弔慰金の支給(第 2 条・第 3 条)
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給(第 4 条・第 5 条)
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け(第 6 条―第 17 条)
- 第 5 章 補則(第 18 条)

### 附則

#### 第 1 章 総則

##### (趣旨)

第 1 条 この規則は、宇陀市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 18 年宇陀市条例第 107 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

#### 第 2 章 災害弔慰金の支給

##### (支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者(行方不明者を含む。以下同じ。)の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

##### (必要書類の提出)

第 3 条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

#### 第 3 章 災害障害見舞金の支給

##### (支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況

- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第5条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書提出させるものとする。

2 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号)別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書(様式第1号)を提出させるものとする。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金(以下「資金」という。)の貸付けを受けようとする者(以下「借入申込者」という。)は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書(様式第2号。以下「借入申込書」という。)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)



第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書(様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。)を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書(様式第4号)を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、保証人の連署した災害援護資金借用書(様式第5号。以下「借用書」という。)に資金の貸付けを受けた者(以下「借受人」という。)及び保証人の印鑑証明書を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書(様式第6号)を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書(様式第8号)を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書(様式第9号)を、当該借受人に交付するものとする。

(違約金の支払免除)

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書(様式第11号)を当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書(様式第12号)を当該借受人に交付するものとする。

(償還免除)

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者(以

下「償還免除申請者」という。)は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書(様式第 13 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書(様式第 14 号)を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書(様式第 15 号)を当該償還免除申請者に交付するものとする。

(督促)

第 16 条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

(氏名又は住所の変更届等)

第 17 条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、その旨を市長に氏名等変更届(様式第 16 号)を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

## 第 5 章 補則

(その他)

第 18 条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手續に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の菟田野町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 59 年菟田野町規則第 11 号)又は榛原町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則(昭和 57 年榛原町規則第 25 号)の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手續その他の行為とみなす。

## 14-8 宇陀市火入れに関する条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 158 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、宇陀市の森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 21 条の許可の手續その他必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請)

第 2 条 森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき火入れの許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、火入れを行おうとする期間(以下「火入予定期間」という。)の開始する日の 10 日前までに、火入許可申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)2 通に、次に掲げる書類を添え、市長に提出しなければならない。

- (1) 火入れを行おうとする土地(以下「火入地」という。)及びその周囲の現況(林況、人家、道路、河川、せき等)及び防火の設備の位置を示す見取図並びに火入地を記入した管内図
- (2) 火入地が、申請者以外の者が所有し、又は管理する土地であるときは、その所有者又は管理者の承諾書
- (3) 申請者が、請負(委託)契約に基づき火入れを行おうとする者である場合には、請負(委託)契約書の写し
- (4) 隣接所有者又は管理者の火入れの同意書

2 申請者は、火入地において火入れの実施を指揮監督する者(以下「火入責任者」という。)を定め、申請書に明示しなければならない。

(許可の要件)

第 3 条 市長は、当該申請に係る火入れが次の各号のすべてに該当する場合でなければ許可をしてはならない。

- (1) 火入れの目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること。
- (2) 火入地の周囲の現況、防火の設備の計画、火入予定期間における気象状況の見通し等から見て、周囲に延焼のおそれがないと認められること。

(許可証の交付等)

第 4 条 市長は、火入れの許可をするときは、森林法第 21 条第 1 項の規定に基づき、第 8 条から第 15 条まで及び第 16 条第 4 項の規定を遵守してこれらを行うべき旨その他火入れの適正な実施を確保するために必要な事項を指示するものとし、当該指示事項を記載した火入許可証(様式第 2 号)を交付するものとする。

2 市長は、火入れを不許可とするときは、その旨及びその理由を記載した書面を申請者に交付するものとする。

(許可後における指示)

第5条 市長は、火入れの許可をした後において延焼その他危害の発生のおそれが生じたときは、森林法第21条の規定に基づき火入れの差止め又は火入れの方法若しくは期日の変更その他必要な指示を行うことができる。

(許可の対象期間)

第6条 火入れの許可の対象期間は、1件につき7日以内とする。

(許可の対象面積)

第7条 1団地における1回の火入れの許可の対象面積は、1ヘクタールを超えないものとする。ただし、火入地を0.3ヘクタール以下に区画し、その1区画に火入れを行い、完全に消火したことを確認してから次の1区画の火入れを行う場合にあっては、市長はこれを超えて許可することができる。

(火入れの通知)

第8条 火入れの許可を受けたもの(以下「火入者」という。)は、火入れを行う前日までに、火入れの場所及び日時を市長に通知しなければならない。

(火入許可証の返納)

第9条 火入者は、火入れが終了したとき、又は火入れの許可の対象期間を経過したときは、速やかに市長に火入許可証を返納しなければならない。

(火入責任者の義務)

第10条 火入責任者は、火入れの現場において、直接火入れの実施の指揮監督に当たらなければならない。

2 火入責任者は、火入れに際し、火入許可証を携帯しなければならない。

3 火入責任者は、次条に定める防火の設備及び第12条に定める火入従事者の配置が適正になされ、かつ、現地の気象状況に異常が認められないことを確認した後でなければ火入れをしてはならない。

(防火帯の設置)

第11条 火入責任者は、火入地の周囲に幅10メートル以上(火入地が傾斜地である場合におけるその上側又は風勢のある場合における風下に当たる部分については20メートル以上)の防火帯を設け、その防火帯の中の立木その他の可燃物を除去し、延焼のおそれがないようにしなければならない。

2 前項の防火帯は、河川、湖沼、溝、せき等によって防火帯と同等の効果が認められる場合は、その設置を省略することができる。

(火入従事者)

第12条 火入者は、火入れに当たっては、1回の火入れの面積に応じ、次のとおり火入れの作業に従事する者(以下「火入従事者」という。)を配置しなければならない。

(1) 0.3ヘクタールまでは5人以上

(2) 0.3ヘクタールを超え0.5ヘクタールまでは8人以上

- (3) 0.5ヘクタールを超え1ヘクタールまでは15人以上
- 2 火入者は、のこぎり、なた、かま、スコップ、チェーンソー、火たたき、消火器等の消火に必要な器具を、火入従事者に携帯させなければならない。
- 3 火入責任者は、火入れの跡地が完全に消火したことを確認した後でなければ、火入従事者を火入れの現場から退去させてはならない。

(火入れの方法)

第13条 火入れは、風速、湿度等から見て延焼のおそれがない日を選び、できる限り小区画ごとに、風下から行わなければならない。ただし、火入地が傾斜地である場合には、上方から下方に向かって行わなければならない。

- 2 火入れは、日の出後に着手し、午後3時までに終えなければならない。

(火入れの中止)

第14条 火入者及び火入責任者は、火入れの許可の期間中であっても、強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令された場合には、火入れを行ってはならない。

- 2 火入責任者は、火入れ中に風勢等によって他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、異常乾燥注意報又は火災警報が発令されたときは、速やかに消火しなければならない。

(緊急連絡体制の整備)

第15条 火入者及び火入責任者は、火入れを行うに当たっては、市長及び消防長(消防署長)に連絡することのできる体制を確保しておかななければならない。

(消防長(消防署長)への通知等)

第16条 市長は、火入れの許可を行った場合には、消防長(消防署長)にその旨を火入許可通知書(様式第3号)により通知するものとする。

- 2 市長は、火入れの許可をしようとする場合において必要と認めるときは、当該職員を火入地に立ち入らせ、実地調査をさせることができる。
- 3 市長は、必要と認めるときは、火入れの際に当該職員を火入れに立ち合わせるができる。
- 4 前項の場合において、火入者、火入責任者及び火入従事者は、当該職員の指示に従わなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の大宇陀町火入れに関する条例(昭和59年大宇陀町条例第22号)、菟田野町火入れに関する条例(昭和60年菟田野町条例第14号)、榛原町火入れに関する条例(昭和60年榛原町条例第12号)又は室生村火入れに関する条例(昭和60年室生村条例第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条

例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

## 14-9 宇陀市消防団条例

平成 18 年 1 月 1 日

条例第 193 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 18 条第 1 項、第 19 条第 2 項及び第 23 条第 1 項の規定に基づき、消防団の設置、名称及び区域並びに非常勤の消防団員(以下「消防団員」という。)の定員、任用、給与、分限及び懲戒、服務その他身分の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(消防団の設置、名称及び区域)

第 2 条 宇陀市に消防団を設置する。

2 前項の消防団の名称及び区域は、次のとおりとする。

名称 宇陀市消防団

区域 宇陀市全域

(定員)

第 3 条 消防団員の定員は、900人とする。

(任用)

第 4 条 消防団長(以下「団長」という。)は、宇陀市消防団(以下「消防団」という。)の推薦に基づき市長が任命し、副団長は、消防団の推薦により団長が任命し、その他の消防団員については、次の資格を有する者のうちから市長の承認を得て団長がこれを任命する。

(1) 本市に居住する者。ただし、団長が特に必要と認める者は、この限りでない。

(2) 年齢満 18 歳以上である者

(3) 志操堅固であり、かつ、身体強健であって消防団員としての品位を保持できる者

(欠格条項)

第 5 条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。

(1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(2) 第 10 条第 1 項の規定により懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

2 消防団員は、前項第 1 号に該当するに至ったときは、その身分を失う。

(定年)

第 6 条 消防団員(団長、副団長及び分団長を除く。)の定年は、年齢満 60 歳とする。

(報酬)

第 7 条 消防団員に支給する報酬の額は、別表第 1 のとおりとする。

2 自動車ポンプ又は動力ポンプを操作する技能を有する消防団員のうち、市長の任命する者に支給する技術手当の額は、別表第 2 のとおりとする。

3 報酬の支給方法は、宇陀市の特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する

条例(平成18年宇陀市条例第44号)の例による。

(費用弁償)

第8条 消防団員が団務のため旅行した場合は、宇陀市一般職の職員の旅費に関する条例(平成18年宇陀市条例第52号)の規定による旅費支給の例により旅費を支給する。

(分限)

第9条 任命権者は、その任命に係る消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合においては、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。

- (1) 勤務実績が良くない場合
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合
- (3) 前2号に規定する場合のほか、消防団員に必要な適格性を欠くに至った場合

(懲戒)

第10条 任命権者は、消防団員が次の各号のいずれかに該当する場合は、懲戒処分として戒告、停職又は免職とすることができる。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反した場合
- (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (3) 消防団員としてふさわしくない非行があった場合

2 停職は、1月以内の期間を定めて行う。

(処分の手続)

第11条 分限及び懲戒に関する処分の手続については、市長が別に定める。

(服務)

第12条 消防団員は、団長の招集により出動し、職務に従事するものとする。ただし、招集を受けない場合であっても、水火災その他災害の発生を知ったときは、あらかじめ指定するところに従い、直ちに出動し、職務に従事しなければならない。

2 消防団員であって10日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、副団長又は分団長にあつては団長に、その他の消防団員にあつては、分団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り、消防団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

3 消防団員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

4 消防団員は、消防団の正常な運営を阻害し、又は著しくその活動能率を低下させる行動を行ってはならない。

(遵守事項)

第13条 消防団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に水火災の予防及び警戒心の喚起に努め、災害に際しては、身をていしてこれに当たる心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を厳守し、上長の指揮命令の下、上下一体ことに当たらなければならない。



- (3) 上下同僚の間、互いに相敬愛し、礼節を重んじ、信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。
- (4) 職務に関し金品の寄贈又は供応接待を受け、又はこれを請求する等のことがあってはならない。
- (5) 消防団員は、消防団又は消防団員の名義をもって特定の政党、結社若しくは政治団体を支持し、反対し、若しくはこれに加担し、又は他人の訴訟若しくは紛議に関与してはならない。
- (6) 消防団又は消防団員の名義をもって、みだりに寄附金を募り、又は営利行為をし、義務の負担となるような行為をしてはならない。
- (7) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり、職務のほかこれをを使用してはならない。

(退職)

第 14 条 消防団員は、退職しようとする場合は、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その許可を受けなければならない。

(研修及び訓練)

第 15 条 消防団員は、品位及び規律の向上並びに消防技能の練磨を図るため必要な研修及び訓練を受けなければならない。

(表彰)

第 16 条 市長又は消防団長は、消防団員がその業務又は職務の遂行について功労が顕著であると認める場合には、これを表彰することができる。

(委任)

第 17 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の大宇陀町非常勤の消防団員報酬条例(昭和 32 年大宇陀町条例第 5 号)、菟田野町消防団条例(昭和 31 年菟田野町条例第 6 号)、榛原町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(昭和 40 年榛原町条例第 17 号)又は室生村消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例(昭和 42 年室生村条例第 10 号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 前項の場合において、施行日の前日までに合併前の条例の規定により停職を命じられた合併関係町村(合併前の大宇陀町、菟田野町、榛原町又は室生村をいう。以下同じ。)の職員で、施行日以後引き続き停職を命じられることとなるものに係る第 10 条第 2 項の規定

による停職の期間については、施行日の前日までに合併関係町村において停職していた期間を通算する。

4 施行日の前日までにした行為に対する懲戒の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成 18 年条例第 243 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 19 年条例第 45 号)

この条例は、平成 20 年 1 月 17 日から施行する。

附 則(平成 20 年条例第 30 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 22 年条例第 27 号)

この条例は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年条例第 8 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宇陀市消防団条例第 6 条ただし書の規定により任用の期間を延長されている者(以下「任用期間延長者」という。)については、当該任用の期間の延長がなかったものとみなし、この条例による改正後の宇陀市消防団条例第 6 条の定年の規定を適用する。この場合において、任用期間延長者が同条の定年に達している者については、なお従前の例による。

附 則(令和元年条例第 6 号)

この条例中第 3 条及び第 5 条の規定は公布の日から、第 1 条、第 2 条及び第 4 条の規定は令和元年 12 月 14 日から施行する。

附 則(令和元年条例第 18 号)

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年条例第 号)

この条例は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

別表第1(第7条関係)

区分	単位	金額
団長	年額	円 170,000
副団長	年額	84,000
分団長	年額	70,000

副分団長	年額	43,000
部長	年額	40,000
班長	年額	30,000
団員	年額	28,000

別表第2(第7条関係)

自動車ポンプに係るもの	1台につき年額	50,000円
動力ポンプに係るもの	1台につき年額	25,000円

## 14-10 宇陀市消防団の組織等に関する規則

平成18年1月1日

規則第156号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第18条第2項及び第23条第2項の規定に基づき、宇陀市消防団(以下「消防団」という。)の組織並びに消防団員の階級、訓練、礼式及び服制その他消防団に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 消防団に、消防団本部(以下「本部」という。)及び分団を置き、本部に女性部を置く。

2 分団の名称及び管轄区域は、別表第1のとおりとする。

(本部)

第3条 本部は、宇陀市榛原下井足17番地の3宇陀市役所内に置く。

2 本部に団長及び副団長を置き、その定員は次のとおりとする。

職の名称	定員
団長	1人
副団長	4人

3 団長は、消防団の事務を統括し、所属の消防団員を指揮監督する。

4 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、あらかじめ定める順序に従い、その職務を代理する。

(階級)

第4条 消防団員の階級は、次に掲げるとおりとする。

(1) 消防団の長の職にある者 団長

(2) 消防団の長の職にある者以外の消防団員 副団長、分団長、副分団長、部長、班長及び団員

(分団)

第5条 分団に分団長、副分団長、部長、班長及び団員を置く。

2 分団長は、上司の命を受け、分団の事務を掌理し、所属団員を指揮監督する。

3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 部長、班長及び団員は、上司の命を受け、分担事務に従事する。

(女性部)

第6条 女性部に部長、班長及び団員を置く。

2 部長、班長及び団員は、上司の命を受け、分担事務に従事する。

(任期)

第7条 団長、副団長、分団長、副分団長、部長及び班長の任期は、2年以内とする。ただし、再任することを妨げない。

2 補欠によって任命された者の任期は、前任者の残任期間とする。

(宣誓)

第8条 団員は、その任命後宣誓書(別記様式)に署名しなければならない。

(災害出動)

第9条 消防車が水火災現場に出動するときは、道路交通法(昭和35年法律第105号)その他の法令の定める交通規制に従うとともに、正当な交通を維持するためサイレンを用いるものとする。ただし、引き返す途中での警戒信号は、鐘又は警笛に限るものとする。

(区域外出動)

第10条 消防団は、市長の命を受けないで市の区域外に出動してはならない。ただし、災害現場の区域が確認し難い場合又は応援協定に基づく出動については、この限りでない。

(消防施設等)

第11条 市長は、消防団に次に掲げる消防施設等を備えるものとする。

- (1) 車庫、詰所及び防災(防水)倉庫等の活動拠点
- (2) 消防車両及びその附属品等
- (3) その他消防活動上必要なもの

2 前項第1号に規定する活動拠点の名称及び位置は、別表第2のとおりとする。

3 消防施設等は、団長がこれを保管する。

4 消防施設等を損傷又は亡失したときは、団長は、その理由を付して市長に届け出なければならない。

(死体発見の場合の措置)

第12条 水火災その他の災害現場において死体を発見したときは、責任者は、市長、消防長又は消防署長に報告するとともに、警察職員又は検視員が到着するまで現場を保存しなければならない。

(放火の疑いのある場合の措置)

第13条 放火の疑いのある場合は、指揮者は、次の措置をとらなければならない。

- (1) 直ちに市長、消防長又は消防署長及び警察職員に通報すること。
- (2) 現場の保存に努めること。
- (3) 事件は、慎重に取り扱うとともに、公表はしないこと。

(公簿の管理)

第14条 消防団に次の文書簿冊を備え、常にこれを整理しておかななければならない。

- (1) 団員名簿
- (2) 沿革誌
- (3) 日誌
- (4) 設備資材台帳

- (5) 区域内全図
- (6) 地理水利要覧
- (7) 消防法規例規綴

(公印)

第 15 条 消防団及び団長の公印の名称、寸法、書体、使用区分、個数及び管理責任者は、別表第 2 のとおりとする。

(礼式及び服制)

第 16 条 団員の礼式及び服制は、消防庁の定めるところによる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の大宇陀町消防団規則(昭和 35 年大宇陀町規則第 4 号)、消防団規則(昭和 31 年菟田野町規則第 16 号)、榛原町消防団規則(昭和 25 年榛原町規則第 9 号)又は室生村消防団規則(昭和 45 年室生村規則第 4 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成 18 年規則第 180 号)

この規則は、平成 18 年 6 月 14 日から施行する。

附 則(平成 19 年規則第 57 号)

この規則は、平成 20 年 1 月 17 日から施行する。

附 則(平成 23 年規則第 1 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年規則第 62 号)

この規則は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年規則第 号)

この規則は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 2 条関係)

分団名	管轄区域
大宇陀第1分団 大宇陀第2分団 大宇陀第3分団 大宇陀第4分団	合併前の大宇陀町の区域
菟田野第1分団 菟田野第2分団 菟田野第3分団 菟田野第4分団	合併前の菟田野町の区域
榛原第1分団 榛原第2分団 榛原第3分団 榛原第4分団	合併前の榛原町の区域

室生第1分団 室生第2分団 室生第3分団 室生第4分団	合併前の室生村の区域
--------------------------------	------------

別表第2（第11条関係）

名称	位置
大宇陀第1分団消防機庫	大宇陀中庄 79 番地の 1
大宇陀第2分団第1部消防機庫	大宇陀田原 659 番地の 3、大宇陀栗野 360 番地の 1、大宇陀東平尾 70 番地の 4
大宇陀第2分団第2部消防機庫	大宇陀守道 1502 番地、大宇陀白鳥居 271 番地、大宇陀岩清水 1169 番地の 2
大宇陀第3分団第1部消防機庫	大宇陀内原 143 番地の 1
大宇陀第3分団第2部消防機庫	大宇陀岩室 514 番地の 3、大宇陀小附 1293 番地の 2
大宇陀第4分団第1部消防機庫	大宇陀本郷 464 番地
大宇陀第4分団第2部消防機庫	大宇陀関戸 347 番地の 1
菟田野第4分団第1部消防機庫	菟田野古市場 1301 番地の 1
菟田野第1分団第2部消防機庫	菟田野岩崎 21 番地の 5
菟田野第2分団第1部消防機庫	菟田野松井 123 番地の 10
菟田野第2分団第2部消防機庫	菟田野見田 212 番地
菟田野第3分団第1部消防機庫	菟田野宇賀志 900 番地の 3
菟田野第3分団第2部消防機庫	菟田野駒帰 165 番地、菟田野佐倉 1140 番地の 1
菟田野第4分団第1部消防機庫	菟田野下芳野 724 番地の 9
菟田野第4分団第2部消防機庫	菟田野上芳野 485 番地の 5
榛原第1分団第1部消防機庫	榛原萩原 2839 番地の 1
榛原第1分団第1部消防詰所	榛原萩原 2839 番地の 2
榛原第1分団第2部消防機庫	榛原萩原 1740 番地の 1
榛原第2分団第1部消防機庫	榛原長峯 479 番地の 3、榛原山辺三 2930 番地の 1
榛原第2分団第2部消防機庫	榛原赤瀬 406 番地の 1、榛原長峯 7 番地の 6
榛原第3分団第1部消防機庫	榛原下井足 894 番地の 2、榛原笠間 1460 番地の 1
榛原第3分団第2部消防機庫	榛原石田 147 番地の 1
榛原第4分団消防機庫	榛原高井 135 番地の 2、榛原檜牧 200 番地の 2、榛原内牧 2147 番地
室生第1分団第1部消防機庫	室生大野 1641 番地の 1、室生大野 1691 番地
室生第1分団第1部消防詰所	室生大野 1665 番地の 1
室生第1分団第2部消防機庫	室生向淵 3577 番地の 2
室生第1分団第2部消防詰所	室生向淵 3641 番地の 2

室生第2分団第1部消防機庫	室生染田 23 番地の 1、室生無山 727 番地の 2
室生第2分団第2部消防機庫	室生上笠間 444 番地の 1、室生上笠間 516 番地の 1
室生第3分団第1部消防機庫	室生三本松 2901 番地、室生三本松 4191 番地
室生第3分団第2部消防機庫	室生西谷 286 番地の 2
室生第4分団消防機庫	室生下田口 1124 番地の 1、室生 877 番地

別表第3(第15条関係)

名称	寸法	書体	使用区分	個数	管理責任者
宇陀市消防団之印	方21ミリメートル	れい書	消防団名をもつてする文書	1	宇陀市総務部総務課 危機管理室長
宇陀市消防団長之印	方21ミリメートル	れい書	消防団長をもつてする文書	1	宇陀市総務部総務課 危機管理室長

別記様式(第8条関係)

宣誓書

私は、忠実に日本国憲法及び法令を遵守し、不公平並びに偏見を避け、何人をも恐れず良心に従って忠実に消防の義務を遂行することを厳粛に誓います。

年 月 日

氏名

印



## 14-11 宇陀市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱

宇陀市告示第 167 号

平成 18 年 7 月 25 日

(趣旨)

第 1 条 この告示は、大規模地震の発生に備えた市の安全な地域づくりのための第一歩として、地震発生時において倒壊して避難路等をふさぎ避難、救命、消火等の活動の妨げになる危険性が高く大規模火災の可能性のある木造住宅の耐震診断を早急に普及させるため、既存木造住宅の耐震診断に関して所有者の申請に基づき助成を行う事業(宇陀市既存木造住宅耐震診断事業。以下「事業」という。)を実施するため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅(店舗等の用途を兼ねるもの(店舗等の用に供する部分の床面積が延べ床面積の 1/2 未満のもの)を含む。)をいう。
- (2) 耐震診断 奈良県木造住宅耐震診断マニュアルに基づく評価方法により地震に対する安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震診断員 奈良県木造住宅耐震診断員登録要綱(平成 17 年 11 月 4 日施行)第 5 条第 1 項の規定に基づき奈良県木造住宅耐震診断員として、奈良県に登録された者をいう。

(事業対象区域)

第 3 条 事業の対象となる区域(以下「事業対象区域」という。)は、宇陀市内全域とする。

(事業対象建築物)

第 4 条 事業の対象となる建築物(以下「事業対象建築物」という。)は、事業対象区域内に存する住宅のうち、昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された木造住宅であって、延べ床面積がおおむね 250 平方メートル以下で、かつ、地階を除く階数が 2 以下のものとする。

(事業対象者)

第 5 条 事業の対象となる者は、前条に規定する事業対象建築物の所有者とする。

(助成の内容)

第 6 条 市長は、事業対象建築物の所有者の申請に基づき、耐震診断員を派遣し、耐震診断を実施するものとする。

第 7 条 前条の耐震診断に係る所有者の負担する費用は、無料とする。

2 耐震診断の実施は、事業の対象となる建築物 1 棟につき、1 回限りとする。

(助成の申請)

第 8 条 前条による助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宇陀市既存木造住宅耐震診断事業助成申請書(様式第 1 号)

- (2) 事業対象建築物の所有者が確認できる書類
- (3) 事業対象建築物の建築時期が確認できる書類
- (4) 事業対象建築物の位置図及び住宅の外観写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(助成の決定等)

第9条 市長は、前条の申請を受理し適当と認めるときは、助成の決定を行い、宇陀市既存木造住宅耐震診断事業助成決定通知書(様式第2号)により、当該申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、助成について必要な条件を付することができる。

2 市長は、前条の申請を不適当と認めこれを却下するときは、宇陀市既存木造住宅耐震診断事業助成申請却下通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(変更の申請)

第10条 前条第1項による助成の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、当該助成の決定に係る内容を変更しようとするときは、宇陀市既存木造住宅耐震診断事業助成内容変更承認申請書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の書類を受理し適当と認めるときは、宇陀市既存木造住宅耐震診断事業助成内容変更決定通知書(様式第5号)により通知するものとする。

(中止の申請)

第11条 助成決定者は、当該助成の決定に係る耐震診断を中止しようとするときは、宇陀市既存木造住宅耐震診断事業助成中止承認申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(完了報告書の提出)

第12条 助成決定者は、耐震診断事業を完了したときは、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 宇陀市既存木造住宅耐震診断事業助成完了報告書(様式第7号)
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(その他)

第13条 この告示に規定するもののほか、当該事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年8月1日から施行する。

附 則(平成20年告示第48号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成22年告示第43号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成25年告示第56号)

この告示は、平成25年6月1日から施行する。

様式第1号（第8条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者 氏名



宇陀市既存木造住宅耐震診断事業助成申請書

宇陀市既存木造住宅耐震診断事業の助成を受けたいので、宇陀市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

住宅の所在地	宇陀市		
住宅の所有者	住所	宇陀市	
	氏名		
	電話番号		
住宅の構造等	構造	・木造軸組構造	
	建て方	・一戸建て ・長屋建て ・共同建て	
	延べ面積	m <sup>2</sup>	
	階数		
	用途	・専用住宅 ・併用住宅	
		併用住宅の場合の用途	・店舗・事務所・工場・その他
同上住宅部分の面積		m <sup>2</sup>	
住宅の建築時期	昭和 年 月		

添付書類

- ① 住宅の所有者が確認できる書類
- ② 住宅の建築時期が確認できる書類
- ③ 住宅の位置図、外観写真

様式第2号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

宇陀市長



宇陀市既存木造住宅耐震診断事業助成決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宇陀市既存木造住宅耐震診断事業による助成について、次のとおり助成することに決定したので、宇陀市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱第9条第1項の規定により通知します。

記

1 助成の対象とする住宅

所在地

建物階数

延べ床面積

2 この助成については、宇陀市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱を適用します。

3 助成の条件は、次のとおりとします。

- (1) この助成の決定に係る内容を変更しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (2) この助成の決定に係る耐震診断を中止しようとする場合においては、市長の承認を受けること。
- (3) 宇陀市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱を遵守すること。

様式第3号（第9条関係）

第 号

年 月 日

様

宇陀市長



宇陀市既存木造住宅耐震診断事業助成申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった宇陀市既存木造住宅耐震診断事業による助成について、次のとおり却下しますので、宇陀市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱第9条第2項の規定により通知します。

記

1 申請のあった住宅

所在地

建物階数

延べ床面積

2 却下の理由

様式第4号（第10条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者 氏名



宇陀市既存木造住宅耐震診断事業助成内容変更承認申請書

年 月 日付け第 号で助成の決定を受けた内容  
について、下記のとおり変更を承認されるよう、関係書類を添えて  
申請します。

記

1 助成の決定を受けた住宅

所在地

建物階数

延べ床面積

2 変更内容

3 変更理由

様式第5号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

宇陀市長



宇陀市既存木造住宅耐震診断事業助成内容変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった宇陀市既存木造住宅耐震診断事業による助成の内容変更について、次のとおり変更することに決定したので、宇陀市既存木造住宅耐震診断事業実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

記

1 助成の内容変更の決定をする住宅

所在地

建物階数

延べ床面積

2 この変更の決定となる内容は、助成内容変更承認申請書記載のとおりとします。

様式第6号（第11条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者 氏名



宇陀市既存木造住宅耐震診断事業助成中止承認申請書

年 月 日付け第 号で助成決定の通知を受けたことについて、下記のとおり助成の中止を承認されるよう申請します。

記

1 助成の決定通知を受けた住宅

所在地

建物階数

延べ床面積

2 中止の理由



様式第7号（第12条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者 氏名



宇陀市既存木造住宅耐震診断事業助成完了報告書

年 月 日付け第 号で助成決定の通知を受けた耐震診断事業が完了したので、下記のとおり報告します。

記

助成の決定を受けた住宅

所在地

建物階数

延べ床面積

## 14-12 宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付要綱

平成 31 年 4 月 1 日

告示第 38 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、要緊急安全確認大規模建築物の耐震改修工事、建替え又は建物除却工事を実施する者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。)附則第 3 条第 1 項に規定する要緊急安全確認大規模建築物をいう。
- (2) 耐震診断 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針(平成 18 年国土交通省告示第 184 号)別添建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項(次号及び第 4 号において「技術的基準」という。)第 1 の方法により、地震に対する建築物の安全性を評価することをいう。
- (3) 耐震補強設計 技術的基準第 2 の方法により行う建築物の耐震改修に係る設計をいう。
- (4) 耐震改修工事 技術的基準第 2 の方法により行う建築物の耐震改修に係る工事をいう。
- (5) 建物除却工事 建築物の全てを除却する工事をいう。
- (6) 耐震診断技術者 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条第 1 項の登録を受けている建築士事務所に属する建築士で、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則(平成 7 年建設省令第 28 号)附則第 3 条の規定により準用する同省令第 5 条第 1 項各号に掲げるものをいう。
- (7) 判定書等 耐震判定委員会(既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会規約(平成 7 年 4 月 21 日既存建築物耐震診断・改修等推進全国ネットワーク委員会制定)第 8 条の規定により登録を受けた耐震判定委員会をいう。)が、建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について、法第 12 条第 1 項に規定する技術指針事項により判定し、評価した書類及びその添付書類をいう。

(補助対象建築物)

第 3 条 補助金の交付の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、市内に存する建築物であって、次の各号(建物除却工事の場合は、第 3 号及び第 4 号を除く。)に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 要緊急安全確認大規模建築物であること。
- (2) 耐震診断技術者による耐震診断の結果及び判定書等の判定内容が、次の区分のいずれかに該当する建築物であること。
  - ア 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
  - イ 地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- (3) 耐震診断技術者による耐震補強設計の結果及び判定書等の判定内容が、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」に該当する建築物であること。
- (4) 災害時における施設の提供等の協力に関して本市と協定を締結している者が所有している建築物であること。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者(共有の建築物にあっては、共有者全員の合意による代表者)又は建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号)第3条若しくは第65条に規定する団体であること。
- (2) 宇陀市税条例(平成18年宇陀市条例第56号)第3条に規定する市税を滞納していないこと。
- (3) 自己及び自己の同居の親族並びに自己の団体役員等が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

(補助対象事業)

第5条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、補助対象者が行う補助対象建築物の耐震改修工事、建替え又は建物除却工事(以下「耐震改修工事等」という。)に係る事業とする。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に係る経費とし、補助対象建築物の延べ床面積に1平方メートル当たり50,300円を乗じた額を限度とする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費に100分の23を乗じて得た額とする。  
この場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、補助対象建築物1棟につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第 8 条 補助対象者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(様式第 1 号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第 2 号)
- (2) 収支予算書(様式第 3 号)
- (3) 法における耐震診断の義務付け対象建築物であることの確認書(所管行政庁の確認を受けたもの)の写し
- (4) 判定書等の写し(補助対象事業が耐震改修工事の場合は耐震診断及び耐震補強設計の結果を、建替え又は建物除却工事の場合は耐震診断の結果を確認できるもの)
- (5) 災害時における施設の提供等の協力に関して本市と締結している協定書の写し
- (6) 見積書その他事業費の積算内訳が確認できる書類の写し
- (7) 建物の登記事項証明書(所有権及び建築年月日を確認できるもの)
- (8) 所有者と占有者(使用者又は居住者をいう。)が異なる場合は、これらの利害関係者との協議書の写し
- (9) 共有の建築物にあつては、耐震改修工事等の実施に係る所有者全員の同意書
- (10) 建物配置図及び各階平面図
- (11) 付近見取り図及び建物外観写真
- (12) 納税等確認承諾書(様式第 4 号)
- (13) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第 9 条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第 5 号)により通知するものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(工事の着手)

第 10 条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた補助対象者(以下「交付決定者」という。)は、工事に着手したときは、当該着手した日から起算して 10 日以内に工事着手届(様式第 6 号)に必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

(工事の変更等)

第 11 条 交付決定者は、第 8 条の規定により申請した補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに市長と変更の協議をしなければならない。

2 前項に規定する変更協議において、工事内容若しくは補助金の交付決定額に変更が生じる場合又は工事を中止若しくは廃止しようとする場合は、交付決定者は、事業変更等承認申請書(様式第 7 号)に必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の事業変更等承認申請書を受理したときは、変更申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、事業変更等承認通知書(様式第 8 号)により通知するものとする。

(実績報告)

第 12 条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、当該完了の日から起算して 20 日

を経過する日又は当該完了の日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、事業完了報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 事業実績書(様式第10号)
- (2) 収支決算書(様式第11号)
- (3) 耐震改修結果報告書(様式第12号)
- (4) 工事写真(建物の外観全景並びに着工前、工事中及び竣工後の工事内容が確認できるもの)
- (5) 耐震改修工事等に要した経費の領収書の写し
- (6) 判定書等の写し(補助対象事業が耐震改修工事の場合は耐震診断及び耐震補強設計の結果を、建替え又は建物除却工事の場合は耐震診断の結果を確認できるもの)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査し、相当と認められた場合は、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第13号)により通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第14条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書(様式第14号)により補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(指示及び検査)

第15条 市長は、交付決定者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第9条後段の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定による市長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、交付決定者に対し既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

(表)

様式第1号(第8条関係)

年 月 日

宇陀市長 様

申請者

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 ㊦

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

### 補助金交付申請書

宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金の交付を受けたいので、宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

### 記

- 1 建築物の名称
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 補助対象経費 円
- 4 事業完了予定年月日 年 月 日
- 5 添付書類
  - (1) 事業計画書(様式第2号)
  - (2) 収支予算書(様式第3号)
  - (3) 法における耐震診断の義務付け対象建築物であることの確認書(所管行政庁の確認を受けたもの)の写し
  - (4) 判定書等の写し(補助対象事業が耐震改修工事の場合は耐震診断及び耐震補強設計の結果を、建替え又は建物除却工事の場合は耐震診断の結果を確認できるもの)
  - (5) 災害時における施設の提供等の協力に関して本市と締結している協定書の写し
  - (6) 見積書その他事業費の積算内訳が確認できる書類の写し
  - (7) 建物の登記事項証明書(所有権及び建築年月日を確認できるもの)
  - (8) 所有者と占有者(使用者又は居住者をいう。)が異なる場合は、これらの利害関係者との協議書の写し
  - (9) 共有の建築物にあつては、耐震改修工事等の実施に係る所有者全員の同意書
  - (10) 建物配置図及び各階平面図
  - (11) 付近見取り図及び建物外観写真
  - (12) 納税等確認承諾書(様式第4号)
  - (13) その他市長が必要と認める書類

(裏)

自己及び自己の同居の親族並びに自己の団体役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しないことを誓約します。

申請者

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名

㊦

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

※ 補助対象者から暴力団を排除するため、申請者に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。なお、この申請書に記載された内容は、桜井警察署に照会する場合がありますが、この申請書に記載された個人情報をこの事務の目的及びこの事務から暴力団を排除する目的以外には使用しません。



様式第2号（第8条関係）

事業計画書

1 補助対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有者又は共有の場合は代表者）

所有者氏名	
-------	--

※所有者が2人以上いる場合は、所有者全員のリスト（任意様式）を提出してください。

2 補助対象建築物の概要

名称			
所在地			
主要用途			
構造・階数	造 地上 階 地下 階		
用途別			
延べ床面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
建築年月日	年 月 着工		

3 耐震改修事業に要する経費

項目	金額	備考
(1)実際に耐震改修に要する費用	円	
(2)耐震改修に要する費用の上限	円	
(3)補助限度額	円	(1)と(2)の低い方×補助率
(4)交付申請額	円	

4 事業予定期間

着工（契約）	年 月 日頃	完了（契約）	年 月 日頃
--------	--------	--------	--------

5 耐震診断・耐震補強設計を実施する者

診断・ 補強設計者	氏名		
	住所		
	電話番号		
資格	（ ）建築士 （ ）登録 第 号		
	事務所名 （ ）		
	（ ）知事登録 第 号		
	登録資格者講習会名		講習会修了番号
			No.
			No.

※補助対象建築物の構造に応じた修了番号を記入してください。

6 評定を行う耐震判定委員会

名称	
所在地	

7 耐震改修工事施工予定者の概要

名称及び代表者氏名	
所在地	
電話番号	

様式第3号（第8条関係）

収支予算書

1 収入の部

科 目	予算額	摘 要
	円	
合 計		

2 支出の部

科 目	予算額	摘 要
	円	
合 計		

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ㊟

（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

### 納税等確認承諾書

行政サービス事業名	宇陀市要緊急安全確認大規模建築物 耐震改修事業
-----------	----------------------------

上記行政サービスの申請に際し、市税の納税状況を担当職員が確認することについて同意します。

納税状況の確認内容
滞納の有無： 有 ・ 無
滞納があるときの詳細（ ）

確認年月日	年 月 日
確認担当職員	

様式第5号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

宇陀市長



補助金交付（不交付）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金の交付について、宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付（不交付）することを決定しましたので通知します。

記

- 1 建築物の名称
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 2 補助金交付決定額
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 3 交付の条件
  
  
  
  
  
  
  
  
  
  
- 4 不交付の理由

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ㊦

（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

工事着手届

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けました宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金について、補助事業に着手しましたので、宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 建築物の名称

2 着手年月日 年 月 日

3 完了予定年月日 年 月 日

4 添付書類

(1) 工程表

(2) その他市長が必要と認める書類

様式第7号（第11条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ㊟

（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

### 事業変更等承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けました宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金について、下記のとおり補助事業の内容を変更（中止又は廃止）したいので、宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、変更等の承認を申請します。

### 記

- 1 建築物の名称
- 2 変更等の内容
- 3 変更等の理由
- 4 添付書類
  - (1) 補助金交付申請書の添付書類（変更等に係るものに限る。）
  - (2) その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第11条関係）

第 号  
年 月 日

様

宇陀市長



事業変更等承認通知書

年 月 日付けで申請のありました宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業の変更等について、下記のとおり承認しましたので、宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

記

1 建築物の名称

2 承認の内容

様式第9号（第12条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者

住 所

（法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名 ㊦

（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

### 事業完了報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けました宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金について、補助事業が完了しましたので、宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり報告します。

#### 記

1 建築物の名称

2 交付決定額 金 円

3 事業完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業実績書（様式第10号）
- (2) 収支決算書（様式第11号）
- (3) 耐震改修結果報告書（様式第12号）
- (4) 工事写真（建物の外観全景並びに着工前、工事中及び竣工後の工事内容が確認できるもの）
- (5) 耐震改修工事等に要した経費の領収書の写し
- (6) 判定書等の写し（補助対象事業が耐震改修工事の場合は耐震診断及び耐震補強設計の結果を、建替え又は建物除却工事の場合は耐震診断の結果を確認できるもの）
- (7) その他市長が必要と認める書類



様式第10号（第12条関係）

事業実績書

1 補助対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有者又は共有の場合は代表者）

所有者氏名	
-------	--

※所有者が2人以上いる場合は、所有者全員のリスト（任意様式）を提出してください。

2 補助対象建築物の概要

名 称			
所 在 地			
主 要 用 途			
構 造 ・ 階 数	造 地上 階 地下 階		
用 途 別			
延べ床面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
建築年月日	年 月 着工		

3 耐震改修事業に要した経費

項 目	金 額	備 考
(1)実際に耐震改修に要した費用	円	
(2)耐震改修に要した費用の上限	円	
(3)補助限度額	円	
(4)交付申請額	円	

※金額欄については、収支決算書で算出した額を記載してください。

4 事業期間

着工（契約）	年 月 日
完了	年 月 日

5 評定を行った耐震判定委員会

名 称	
所 在 地	

6 耐震改修工事施工者の概要

名称及び代表者氏名	
所 在 地	
電 話 番 号	

様式第11号（第12条関係）

収支決算書

1 収入の部

科 目	決算額	摘 要
	円	
合 計		

2 支出の部

科 目	決算額	摘 要
	円	
合 計		

様式第12号（第12条関係）

耐震改修結果報告書

1 補助対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有者又は共有の場合は代表者）

所有者氏名	
-------	--

※所有者が2人以上いる場合は、所有者全員のリスト（任意様式）を提出してください。

2 補助対象建築物の概要

名称			
所在地			
主要用途			
構造・階数	造 地上 階 地下 階		
用途別			
延べ床面積	平方メートル	平方メートル	平方メートル
建築年月日	年 月 着工		

3 耐震補強設計者の概要

診断・ 補強設計者	氏名		
	住所		
	電話番号		
資格	（ ）建築士 （ ）登録第 号		
	事務所名 （ ） （ ）知事登録 第 号		
登録資格者講習会名		講習会修了番号	
		No.	
		No.	
		No.	

※補助対象建築物の構造に応じた修了番号を記入してください。

診断年月日	年 月 日
-------	-------

4 評定を行った耐震判定委員会

名称	
所在地	

5 耐震改修の方針（準拠基準、建物の構造的特徴、計算方針、解析上のモデル化等について概要を記載）

--

6 耐震改修結果の概要（耐震性の判定の概要を記載）

--

様式第13号（第13条関係）

第 号  
年 月 日

様

宇陀市長



補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金について、宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり補助金額を確定しましたので通知します。

記

1 建築物の名称

2 補助金交付確定額 金 円

様式第14号（第14条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

請求者

住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けました宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金について、宇陀市要緊急安全確認大規模建築物耐震改修事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり請求します。

記

建 築 物 の 名 称	
補 助 金 交 付 請 求 額	円

金 融 機 関 名			
預 金 種 別		口 座 番 号	
フリカゝナ 口 座 名 義			

※ 請求者と口座名義人が異なる場合には、次の委任状にご記入下さい。

委 任 状

請求金額の受領については、口座名義人である〔 〕に委任します。

宇陀市長 様

請求者 住 所

(法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地)

氏 名 ㊟

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

## 14-13 宇陀市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、宇陀市耐震改修促進計画に基づき、宇陀市内に存する既存木造住宅について、その所有者が地震に対する安全性の向上を図るために行う耐震改修工事に対し、補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耐震診断 財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」及び「精密診断法」に基づき、木造住宅の耐震性について判定する診断をいう。
- (2) 耐震改修工事 住宅の地震に対する安全性の向上を目的として実施する改修工事をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、宇陀市内に存する住宅で、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、木造のもので、かつ、一戸建ての住宅、長屋住宅及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものにあつては当該用途に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のもの）であること。
- (2) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- (3) 地上階数が2以下のもの
- (4) 耐震診断による構造評点が1.0未満と診断されたもの

(補助対象者)

第4条 この補助金の交付の対象となる者は、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 耐震改修工事を行う補助対象住宅の所有者又は居住者。ただし、個人に限る。
- (2) 市税を滞納していない者であること。

(補助対象工事)

第5条 補助金の対象となる工事は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 耐震診断による構造評点が1.0未満である補助対象住宅における耐震改修工事で、改修後の構造評点を1.0以上とするために必要な工事
- (2) 耐震診断による構造評点が0.7未満である補助対象住宅における耐

震改修工事で、改修後の構造評点を0.7以上とするために必要な工事  
(補助対象経費及び補助金の額)

第6条 補助対象経費は、補助対象住宅の耐震改修工事に要した費用(一般管理費、現場管理費及び共通仮設費を含む。以下「耐震改修工事費」という。)とする。ただし、耐震改修工事費が50万円以上である場合に限る。

2 耐震改修工事費に対する補助金の額は、次の表の左欄に掲げる補助対象工事の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

補助対象工事	補助金の額
前条第1号に該当する工事	耐震改修工事費に100分の23を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とし、500,000円を限度とする。ただし、その額が200,000円に満たない場合は200,000円とする。
前条第2号に該当する工事	耐震改修工事費に100分の23を乗じて得た額(1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とし、300,000円を限度とする。ただし、その額が200,000円に満たない場合は200,000円とする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、耐震改修工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

- (1) 耐震改修工事見積書及び内訳書
- (2) 補助対象住宅の付近見取図及び写真(外観が分かるものを2枚以上)
- (3) 現況配置図、平面図
- (4) 補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に着手したことを証するための次のいずれかの書類
  - ア 建築確認通知書の写し
  - イ 固定資産課税証明書
  - ウ 家屋登記事項証明書(登記簿謄本)
  - エ その他建築年月日が分かる書面等
- (5) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類(所有者以外の者が申請する場合にあっては所有者の同意書を、共有の場合にあっては申請代表者へ

の共有者の同意書又はこれに代わる書類を添付すること。)

- (6) 市税納税証明書
- (7) 耐震診断の結果の写し
- (8) 耐震補強設計図書
- (9) 耐震改修工事工程表
- (10) 設計内容確認書(様式第2号)
- (11) 選任報告書(様式第3号)
- (12) その他市長が必要と認める書類  
(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、既存木造住宅耐震改修工事補助金不交付通知書(様式第5号)により、申請者に通知するものとする。

(工事の着手)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)は、工事を着手したとき、速やかに既存木造住宅耐震改修工事着手届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(工事の変更等)

第10条 補助金交付決定者は、第6条に規定する補助金交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに市長と変更協議しなければならない。

2 前項の変更協議において、補助金の額に変更が生じる場合は、既存木造住宅耐震改修工事変更申請書(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の変更申請を受理したときは、変更申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、既存木造住宅耐震改修工事補助金変更交付決定通知書(様式第8号)により、申請者に通知するものとする。

4 補助金交付決定者は、第1項の変更協議において、工事内容のみに変更が生じるときは、既存木造住宅耐震改修工事変更届(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

5 補助金交付決定者は、耐震改修工事を中止しようとするときは、既存木造住宅耐震改修工事中止届(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(中間工程の報告)

第11条 補助金交付決定者は、市長が別に定める日までに、既存木造住宅耐震改修工事中間工程報告書(様式第11号)に建築士による中間工程確認書(様



式第12号)及び工事写真を添付して、市長へ提出しなければならない。この場合において、市長は必要に応じて現場で検査を行うものとする。

(完了の報告)

第12条 補助金交付決定者は、耐震改修工事完了後、既存木造住宅耐震改修工事完了報告書(様式第13号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。この場合において、市長は必要に応じて現場で検査を行うものとする。

- (1) 建築士による完了検査確認書(様式第14号)
- (2) 耐震改修工事の完了時の写真
- (3) 耐震改修工事契約書の写し
- (4) 耐震改修工事精算書(最終の工事代金内訳書)
- (5) 耐震改修工事に要した経費に係る領収書
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の報告書を受領したときは、当該報告書の内容を審査し、耐震改修工事が適正に行われたと認めたときは、補助金の額を確定し、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付額確定通知書(様式第15号)を補助金交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助金交付決定者は、前条の通知を受けたときは、既存木造住宅耐震改修工事補助金交付請求書(様式第16号)を市長に提出するものとする。

(交付決定の取消し)

第15条 市長は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第8条の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(平成21年宇陀市告示36号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成22年宇陀市告示44号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成23年宇陀市告示146号)

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後の宇陀市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱及び宇陀市住宅耐震改修証明事務取扱要綱の規定は、平成23年6月30日以後に係る補助金の交付決定及び証明の申請について適用し、同日前に係る補助金の交付決定及び証明の申請については、なお従前の例による。

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

既存木造住宅耐震改修工事補助金交付申請書

年度既存木造住宅耐震改修工事補助金の交付を受けたいので、宇陀市  
既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添え  
て申請します。

建 築 物 の 概 要	建築物の所在地						
	所有者氏名						
	建築物の用途・ 規模・ 構造等	用 途				階 数	地上 階・ 地下 階
		建築面積	㎡			延べ床 面積	㎡
	構 造						
確 認 等 の 履 歴	確認済証	有・無	確認番号			年月日	年 月 日
	検査済証	有・無	検査番号			年月日	年 月 日
耐 震 診 断 結 果	階	X:	Y:	階	X:	Y:	
	階	X:	Y:	階	X:	Y:	
	現況評点				改修後評点 (予定)		
耐震改修工事予定金額							
工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日				

\*添付書類：

①耐震改修工事見積書及び内訳書②補助対象住宅の付近見取図及び写真③現況配置図、平面  
図④補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に着工したことを証する書面⑤補助対象住宅の  
所有者が確認できる書類⑥市税納税証明書⑦耐震診断の結果の写し⑧耐震補強設計図書⑨  
耐震改修工事工程表⑩設計内容確認書（様式第2号）⑪選任報告書（様式第3号）⑫その他  
市長が必要と認める書類

様式第2号（第7条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

住所  
申請者 氏名  
電話番号

### 設計内容確認書

申請住宅に対する耐震改修設計内容について、現状の構造評点 未満が、改修工事の実施により構造評点 以上となる内容であることを下記のとおり確認しました。

設計者

建築士 氏名 \_\_\_\_\_ 印  
住所 \_\_\_\_\_  
一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 \_\_\_\_\_  
登録番号 \_\_\_\_\_

建築士事務所

名称 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
一級建築士事務所、二級建築士事務所  
又は木造建築士事務所の別 \_\_\_\_\_  
登録年月日及び登録番号 \_\_\_\_\_

建築物の所在地 \_\_\_\_\_

#### 記

		X方向	Y方向	総合評点
改修前の構造評点	1 F	_____	_____	
	2 F	_____	_____	
改修後の構造評点	1 F	_____	_____	
	2 F	_____	_____	

選 任 報 告 書

宇陀市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号  
申請建築物の所在地

申請住宅に対する耐震改修工事について、下記の者を工事監理者として選任しましたので報告します。

記

建 築 士	氏名 _____ 印 _____ 住所 _____ 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 _____ 登録番号 _____
建築士事務所	名称 _____ 所在地 _____ 一級建築士事務所、二級建築士事務所 又は木造建築士事務所の別 _____ 登録年月日及び登録番号 _____

様式第4号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

(住 所)  
(氏 名) 様

宇陀市長



### 既存木造住宅耐震改修工事補助金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった既存木造住宅耐震改修工事補助金の交付について決定したので通知します。

建築物の所在地	
補助金交付額	円

〔補助の要件〕

- (1) 宇陀市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金は、補助対象住宅の耐震改修工事費に使用し、他の費用に流用しないこと。
- (3) この要綱に違反した場合及び補助金の使途が適正でないときは、補助金の交付の決定を取り消すことがある。
- (4) 本認定後、工事内容を変更する場合、工事予定期間内に工事が終了する見込みがない場合等、申請内容に変更が生じる場合は事前に必ず市に報告し、担当者の指示に従って下さい。変更内容等によっては補助を受けられなくなる可能性があります。
- (5) 本認定後、耐震改修を取りやめた場合には、速やかに既存木造住宅耐震改修工事中止届を市に提出して下さい。
- (6) 本認定に係る工事が完了し、補助金の交付を受けるためには、所定の書類を添えて既存木造住宅耐震改修工事完了報告書を提出する必要があります。

様式第5号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

(住 所)  
(氏 名) 様

宇陀市長



既存木造住宅耐震改修工事補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった既存木造住宅耐震改修工事補助金の交付については、不交付と決定したので通知します。

建 築 物 の 所 在 地	
---------------	--

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

既存木造住宅耐震改修工事着手届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた既存木造住宅耐震改修工事を着手しましたので、宇陀市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり届け出ます。

建築物の所在地	
着手日	年 月 日
完了予定日	年 月 日
耐震改修 工事施工者	会社等名称又は氏名
	住 所
	電話番号



様式第7号(第10条関係)

年 月 日

宇陀市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

既存木造住宅耐震改修工事変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた工事  
について補助金の交付決定額の変更を伴う申請内容を変更しますので、宇陀市  
既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第10条第2項の規定により関係書  
類を添えて変更申請します。

建築物の所在地	
変更の理由	
変更の内容	

\*変更の内容により必要な書類を添付して下さい。

様式第8号（第10条関係）

第 年 月 日 号

(住 所)  
(氏 名) 様

宇陀市長

印

既存木造住宅耐震改修工事補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定した既存木造住宅耐震改修工事補助金を下記のとおり変更したので通知します。

記

建築物の所在地	
変更前の 補助金交付決定額	円
変更後の 補助金交付決定額	円

様式第9号（第10条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

既存木造住宅耐震改修工事変更届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた工事について申請内容を変更しますので、宇陀市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第10条第4項の規定により届け出ます。

建築物の所在地	
変更の理由	
変更の内容	

\*変更の内容により必要な書類を添付して下さい。

様式第10号（第10条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者 住 所  
氏 名  
電話番号

既存木造住宅耐震改修工事中止届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた既存木造住宅耐震改修工事について申請内容を中止しますので、宇陀市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第10条第5項の規定により届け出ます。

建築物の所在地	
中止の理由	

様式第11号（第11条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

既存木造住宅耐震改修工事中間工程報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた既存木造住宅耐震改修工事について、中間工程を報告します。

建築物の所在地	
---------	--

添付書類：中間工程確認書及び工事写真を添付して下さい。

## 中間工程確認書

申請住宅に対する耐震改修工事の実施状況について、工事完了時では隠ぺいとなる部分は耐震改修設計内容のとおりであることを確認しましたので、別添資料※を添えて報告します。

建 築 士	氏名	印
	住所	
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	
	登録番号	
建築士事務所	名称	
	所在地	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所 又は木造建築士事務所の別	
	登録年月日及び登録番号	
建築物の所在地		

※工事位置、箇所数、工法（筋交い、金物補強、腐朽部材の交換等）など、設計図書のとおり補強工事が行われていることを証する書類（写真等）を添付して下さい。

様式第13号（第12条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者 住所  
氏名  
電話番号

### 既存木造住宅耐震改修工事完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた既存木造住宅耐震改修工事が完了しましたので、宇陀市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第12条の規定により関係書類を添えて報告いたします。

建築物の所在地	
工事完了年月日	年 月 日
耐震改修工事金額	円

※添付書類：

①完了検査確認書（様式第14号）②耐震改修工事の完了時の写真③耐震改修工事の契約書の写し④耐震改修工事精算書（最終の工事代金内訳書）⑤耐震改修工事に要した経費に係る領収書及びその他市長が必要と認める書類

### 完了検査確認書

申請住宅に対する耐震改修工事の完了が耐震改修設計内容のとおりであることを確認しました。

建 築 士 氏名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
 住所 \_\_\_\_\_  
 一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別 \_\_\_\_\_  
 登録番号 \_\_\_\_\_

建築士事務所 名称 \_\_\_\_\_  
 所在地 \_\_\_\_\_  
 一級建築士事務所、二級建築士事務所  
 又は木造建築士事務所の別 \_\_\_\_\_  
 登録年月日及び登録番号 \_\_\_\_\_

建築物の所在地 \_\_\_\_\_

### 記

	X方向	Y方向	総合評点
改修前の構造評点	1 F . . . . .	. . . . .	. . . . .
	2 F . . . . .	. . . . .	. . . . .
改修後の構造評点	1 F . . . . .	. . . . .	. . . . .
	2 F . . . . .	. . . . .	. . . . .



様式第15号(第13条関係)

第 年 月 日 号

(住 所)  
(氏 名) 様

宇陀市長



既存木造住宅耐震改修工事補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた既存木造住宅耐震改修工事補助金の交付額を次のとおり確定したので通知します。

建築物の所在地	
補助金交付決定額	円
補助金交付確定額	円

様式第16号 (第14条関係)

年 月 日

宇陀市長 様

申請者 住所  
氏名 印  
電話番号

既存木造住宅耐震改修工事補助金交付請求書

宇陀市既存木造住宅耐震改修工事補助金交付要綱第14条の規定により既存木造住宅耐震改修工事補助金の交付を請求します。

建築物の所在地	
補助金交付請求額	円

金融機関名			
預金種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			

## 14-14 宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱

宇陀市告示第63号

宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年7月22日

宇陀市長 金 剛 一 智

### 宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、住宅又は建築物の土砂災害に対する安全性の向上を図り、市民の生命及び身体を保護するため、土砂災害が発生するおそれがある区域内に存する既存不適格の建築物に対する土砂災害対策改修に要する経費の一部について、予算の範囲内において宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 土砂災害対策改修 既存の建築物が建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）第80条の3の規定に適合するよう実施する同条に規定する外壁等の改修及び門又は塀の設置又は改修をいう。
- (2) 土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により本市の区域内に指定された土砂災害特別警戒区域をいう。
- (3) 建築士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士又は同条第3項に規定する二級建築士をいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、市内に存する建築物であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 土砂災害特別警戒区域内に存する住宅又は居室（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第4号に規定する居室をいう。）を有する建築物であること。
- (2) 土砂災害特別警戒区域に指定される前に建築された建築物であること。
- (3) 令第80条の3に規定する構造方法（同条ただし書に該当する場合を除く。）を有しない建造物であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 補助対象建築物について実施する土砂災害対策改修であること。
- (2) 建築士法第23条第1項の登録を受けている一級建築士事務所又は二級建築士事務所に所属する建築士が設計、工事監理等を行う土砂災害対策改修であること。
- (3) 土砂災害対策改修の実施後の補助対象建築物が、令第80条の3の規定に適合すること。
- (4) 土砂災害対策改修に対し、他の法令等により、国、県又は市から同種の補助金を受けていないこと。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 次のいずれかに該当する者であること。
  - ア 補助対象建築物の所有者（共有の建築物にあつては、共有者全員の合意による代表者）
  - イ 建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第3条又は第65条に規定する団体（以下「管理組合」という。）
- (2) 市税の滞納をしていない者（共有持ち分がある場合は、全ての所有者について市税の滞納がない者）
- (3) 自己及び自己の同居の親族並びに自己の団体役員等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

(補助対象経費)

第6条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者が補助対象建築物の土砂災害対策改修工事に要した経費（消費税及び地方消費税を除く。）とする。ただし、3,360,000円を限度とする。

(補助金の額等)

第7条 補助金の額は、補助対象経費に100分の23を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、772,000円を限度とする。

2 補助金の交付は、補助対象建築物1棟につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）土砂災害対策改修工事を実施する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 工事計画概要書（様式第2号）

- (2) 補助対象建築物に係る登記事項証明書又はその他補助対象建築物の所有者を証する書類（申請日から3月以内に交付されたものに限る。）
- (3) 補助対象建築物に係る所有者（区分所有されている補助対象建築物にあつては、全ての区分所有者）について、市税の滞納がないことを証する書類（申請日から3月以内に交付されたものに限る。）又は納税等確認承諾書（様式第3号）
- (4) 補助対象建築物の所有者と占有者が異なる場合は、占有者からの土砂災害対策改修工事の実施に係る同意書
- (5) 区分所有されている補助対象建築物にあつては、当該補助対象建築物の管理を行う団体の土砂災害対策改修工事に係る組合決議書及び管理組合理約
- (6) 補助対象建築物の所有者が複数ある場合は、申請者以外の所有者からの土砂災害対策改修工事の実施に係る同意書
- (7) 補助対象建築物の建築年月日が確認できる書類
- (8) 補助対象建築物が、令第80条の3の規定に適合していないことが確認できる資料
- (9) 補助対象建築物の配置図（土砂災害特別警戒区域内であることがわかる図を含む。）各階平面図、立面図、断面図、構造図及び土砂災害対策改修工事により令第80条の3の規定に適合することについて検討した書類
- (10) 補助対象建築物の付近見取図及び現況外観全景の写真
- (11) 土砂災害対策改修工事に要する経費の見積書の写し
- (12) 土砂災害対策改修の計画が令第80条の3の規定に適合することを、当該土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士以外の建築士が証した土砂災害対策改修計画に係る構造規定適合報告書（様式第4号）ただし、次号の書類を添付する場合は、省略することができる。
- (13) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による確認済証（同法の規定による確認の申請が必要な場合に限る。）
- (14) 建築士の免許証の写し（土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士及び第12号の規定による建築士のもの）
- (15) その他市長が必要と認める書類  
（補助金の交付決定及び通知）

第9条 市長は、前条の規定による補助金交付申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し、補助金交付決定通知書（様式第5号）により、交付しないことを決定したときは補助金不交付決定通知書（様式第6号）により、その旨を通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（工事の着手）

第10条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）

は、事業に着手したときは、当該着手した日から起算して10日以内に事業着手届（様式第7号）に必要な書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（事業の変更）

第11条 交付決定者は、第8条の規定により申請した補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに市長と変更の協議をしなければならない。

2 前項に規定する変更協議において、事業内容若しくは補助金の交付決定額に変更が生じる場合は、交付決定者は、事業変更承認申請書（様式第8号）に当該変更に係る内容が確認できる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の事業変更承認申請書を受理したときは、変更申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、事業変更承認通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（事業の中止又は廃止）

第12条 交付決定者は、交付決定後において、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、事業中止・廃止承認申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の事業中止・廃止承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、事業中止・廃止承認通知書（様式第11号）により通知するものとする。

（実績報告）

第13条 交付決定者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに事業完了報告書（様式第12号）に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

(1) 施工報告書（様式第13号）

(2) 工事写真（改修後の外観全景の写真並びに工事施行部分の改修前、改修中及び改修後の写真）

(3) 土砂災害対策改修工事に係る契約書の写し

(4) 土砂災害対策改修工事に要した経費の領収書の写し

(5) 建築基準法の規定による検査済証（確認済証の交付を受けた場合に限る）

(6) 工事監理者の建築士の免許証の写し

(7) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容の審査及び必要に応じて行う現地調査により適当と認めた場合は、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第14号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第15条 交付決定者は、前条の規定による通知を受けたときは、補助金交付請求書（様式第15号）により補助金の交付を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（指示及び検査）

第16条 市長は、交付決定者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の交付決定の取消し及び返還)

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 関係法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により交付の決定を取り消したときは、交付決定者に対し補助金交付決定取消通知書(様式第16号)により、通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付を取り消した場合において、交付決定者に対し既に交付した補助金があるときは、補助金返還命令書(様式第17号)により、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(表)

様式第1号 (第8条関係)

年 月 日

宇陀市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

電話番号 ( ) —

### 補助金交付申請書

年度宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金の交付を受けたいので、宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 交付申請額 金 \_\_\_\_\_ 円

2 交付申請額の算出方法

土砂災害対策改修に要する経費 (A) (消費税等相当額を除く。)	円
補助対象事業費の限度額 (B)	3,360,000 円
補助対象経費 (C) (A と B のいずれか少ない額)	円
交付申請額 (D) (C) の額×23パーセント (1,000 円未満切り捨て)	円

3 事業着手予定及び完了予定年月日

着手予定 年 月 日

完了予定 年 月 日



(裏)

添付書類

- (1) 工事計画概要書(様式第2号)
- (2) 補助対象建築物に係る登記事項証明書又はその他補助対象建築物の所有者を証する書類(申請日から3月以内に交付されたものに限る。)
- (3) 補助対象建築物に係る所有者(区分所有されている補助対象建築物にあつては、全ての区分所有者)について、市税の滞納がないことを証する書類(申請日から3月以内に交付されたものに限る。)
- (4) 又は納税等確認承諾書(様式第3号)
- (4) 補助対象建築物の所有者と占有者が異なる場合は、占有者からの土砂災害対策改修工事の実施に係る同意書
- (5) 区分所有されている補助対象建築物にあつては、当該補助対象建築物の管理を行う団体の土砂災害対策改修工事に係る組合決議書及び管理組合同規約
- (6) 補助対象建築物の所有者が複数ある場合は、申請者以外の所有者からの土砂災害対策改修工事の実施に係る同意書
- (7) 補助対象建築物の建築年月日が確認できる書類
- (8) 補助対象建築物が、令第80条の3の規定に適合していないことが確認できる資料
- (9) 補助対象建築物の配置図(土砂災害特別警戒区域内であることがわかる図を含む。)各階平面図、立面図、断面図、構造図及び土砂災害対策改修工事により令第80条の3の規定に適合することについて検討した書類
- (10) 補助対象建築物の付近見取図及び現況外観全景の写真
- (11) 土砂災害対策改修工事に要する経費の見積書の写し
- (12) 土砂災害対策改修の計画が令第80条の3の規定に適合することを、当該土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士以外の建築士が証した土砂災害対策改修計画に係る構造規定適合報告書(様式第4号)ただし、次号の書類を添付する場合は、省略することができる。
- (13) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定による確認済証(同法の規定による確認の申請が必要な場合に限る。)
- (14) 建築士の免許証の写し(土砂災害対策改修に係る構造設計を行った建築士及び第12号の規定による建築士のもの)
- (15) その他市長が必要と認める書類

自己及び自己の同居の親族並びに自己の団体役員等は、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。)

又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しないことを誓約します。

申請者

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名)

※ 補助対象者から暴力団を排除するため、申請者に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。なお、この申請書に記載された内容は、桜井警察署に照会する場合がありますが、この申請書に記載された個人情報をこの事務の目的及びこの事務から暴力団を排除する目的以外には使用しません。

様式第2号（第8条関係）

工事計画概要書

1 補助対象建築物

所在地	
用途	
階数	
構造	
延床面積	
建築年月日	

2 所有者

氏名	
住所	
電話番号	

3 構造設計を行った建築士

資格	級建築士	登録第	号
氏名			
建築士事務所名	建築士事務所	知事登録第	号
所在地			
電話番号			

4 工事施工者

氏名			
営業所名	建設業の許可	第	号
所在地			
電話番号			

5 工事監理者

資格	級建築士	登録第	号
氏名			
建築士事務所名	建築士事務所	知事登録第	号
所在地			
電話番号			

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

### 納税等確認承諾書

行政サービス事業名	宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業
-----------	--------------------

上記行政サービスの申請に際し、市税の納税状況を担当職員が確認することについて同意します。

納税状況の確認内容
滞納の有無： 有 ・ 無
滞納があるときの詳細（ ）

確認年月日	年 月 日
確認担当職員	

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

建築士事務所  
所在地  
建築士登録番号  
( 級建築士第 号)  
氏名 氏名

### 構造規定適合報告書

宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金の交付を受けようとする、下記の建築物の土砂災害対策改修の計画については、関係図書により建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることを確認したので報告します。

#### 記

#### 1 補助対象建築物の概要

所有者	住所	
	氏名	
所在地		
建物用途		
構造・規模	構造	造
	階数	階建（地上 階・地下 階）
	延床面積	m <sup>2</sup>

#### 2 土砂災害対策改修の概要

土砂災害対策改修の内容 (該当に☑してください)		<input type="checkbox"/> 外壁等の改修	<input type="checkbox"/> 門・塀の設置又は改修
構造設計を行った建築士	事務所名称		
	所在地		
	電話番号		
	事務所登録番号 及び登録年月日	知事登録第 号 年 月 日登録	
	建築士氏名		
	建築士登録番号	級建築士 第 号	

#### 3 関係図書

付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、構造図、適合検討書、その他（ ）

#### 4 添付図書

建築基準法施行令第80条の3の規定に適合していることを確認した建築士の免許証の写し

様式第5号（第9条関係）

第 年 月 日 号

様

宇陀市長



### 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金の交付について、宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり交付することを決定しましたので通知します。

#### 記

1 補助金交付決定額 金 円

#### 2 交付の条件

- (1) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき及び中止又は廃止しようとするときは、市長に申請しなければならない。
- (2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。
- (3) 補助対象事業の施行については、事故の防止に努め、特に近隣の住民に対しては、細心の注意を払うこと。
- (4) 宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱を遵守すること。

様式第6号（第9条関係）

第 年 月 日  
号

様

宇陀市長



補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請がありました宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金の交付について、宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり交付しないことを決定したので、通知します。

記

不交付の理由

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

事業着手届

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けました宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金について、補助事業に着手しましたので、宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり届出します。

記

1 着手年月日 年 月 日

2 完了予定年月日 年 月 日

3 添付書類

(1)工程表

(2)その他市長が必要と認める書類

様式第8号（第11条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者  
住 所  
氏 名

（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

### 事業変更承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けました宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金について、下記のとおり補助事業の内容を変更したいので、宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、変更の承認を申請します。

### 記

- |            |   |   |
|------------|---|---|
| 1. 変更後の申請額 | 金 | 円 |
| 当初交付決定額    | 金 | 円 |
| 変更後の増減額    | 金 | 円 |
2. 変更の内容
3. 変更の理由
4. 添付書類
- (1) 補助金交付申請書の添付書類（変更に係る内容が確認できるものに限る。）
  - (2) その他市長が必要と認める書類



様式第9号（第11条関係）

第 年 月 日  
号

様

宇陀市長



事業変更承認通知書

年 月 日付けで申請がありました宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業の変更について、下記のとおり承認しましたので、宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱第11条第3項の規定により通知します。

記

- |           |   |   |
|-----------|---|---|
| 1 変更後の決定額 | 金 | 円 |
| 当初交付決定額   | 金 | 円 |
| 変更後の増減額   | 金 | 円 |
- 2 承認の内容

様式第10号（第12条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者

住 所

氏 名

（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名）

### 事業中止・廃止承認申請書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けました宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業について、下記のとおり中止・廃止の承認を受けたいので、宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱第12条第1項の規定により申請します。

### 記

1 中止・廃止の年月日

2 中止・廃止の理由

様式第11号(第12条関係)

第 年 月 日  
年 月 日

様

宇陀市長



事業中止・廃止承認通知書

年 月 日付けで申請がありました宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業の中止・廃止について、下記のとおり承認しましたので、宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱第12条第2項の規定により通知します。

記

承認の内容

様式第12号(第13条関係)

年 月 日

宇陀市長 様

申請者

住 所

氏 名

(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)

### 事業完了報告書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けました宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金について、補助事業が完了しましたので、宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり報告します。

### 記

1 補助対象建築物の所在地

2 補助金の交付決定額

金 円

3 補助対象事業の実施期間

自 年 月 日

至 年 月 日

4 事業完了年月日 年 月 日

5 決算

収 入		支 出	
自 己 資 金	円	補 助 対 象 経 費	円
借 入 金	円	補 助 対 象 経 費 外	円
補助金受人予定額	円		
合 計	円	合 計	円

(裏)

6 添付書類

- (1) 施工報告書(様式第13号)
- (2) 工事写真(改修後の外観全景の写真並びに工事施行部分の改修前、改修中及び改修後の写真)
- (3) 土砂災害対策改修工事に係る契約書の写し
- (4) 土砂災害対策改修工事に要した経費の領収書の写し
- (5) 建築基準法の規定による検査済証(確認済証の交付を受けた場合に限る)
- (6) 工事監理者の建築士の免許証の写し
- (7) その他市長が必要と認める書類

様式第13号（第13条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

工事監理者  
氏名 ㊦

工事施工者  
名称  
代表者名 ㊦

施工報告書

年 月 日付け 第 号により補助金の交付決定を受けました宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業については、土砂災害対策改修計画に係る構造規定適合報告書に基づき改修工事を施工したことを報告します。

記

1 補助対象建築物の概要

所有者	住所	
	氏名	
所在地		
建物用途		
構造・規模	構造	造
	階数	階建（地上 階・地下 階）
	延床面積	m <sup>2</sup>

2 土砂災害対策改修の概要

土砂災害対策改修の内容 (該当に☑してください)		<input type="checkbox"/> 外壁等の改修	<input type="checkbox"/> 門・塀の設置又は改修
構造設計を行った建築士	事務所名称		
	所在地		
	電話番号		
	事務所登録番号及び登録年月日	知事登録第 号 年 月 日登録	
	建築士氏名		
	建築士登録番号	級建築士 第 号	
施工者	名称		
	所在地		
	電話番号		

様式第14号(第14条関係)

第 年 月 日 号

様

宇陀市長



補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました宇陀市建築物  
土砂災害対策改修促進事業補助金について、宇陀市建築物土砂災害対策改修促  
進事業補助金交付要綱第14条の規定により、下記のとおり補助金額を確定し  
たので通知します。

記

補助金交付確定額 金 円

様式第15号(第15条関係)

年 月 日

宇陀市長 様

請求者

住 所

氏 名

印

(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)

### 補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号により交付決定を受けました宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金について、宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 補助金交付請求額 円

2 振込先

金融機関名	銀行・金庫		支店・本店			
店 舗 名	農協・組合		支所・出張所			
預金種別	普通・当座					※右詰めで記入
口座番号						すること。
フリガナ						
口座名義人						

※ 請求者と口座名義人が異なる場合には、次の委任状にご記入下さい。

### 委 任 状

請求金額の受領については、口座名義人である〔 〕に委任します。

宇陀市長

様  
請求者

住 所

氏 名

印

(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名)



様式第16号(第17条関係)

第 年 月 日  
号

様

宇陀市長



補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金について、宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱第17条第2項の規定により、下記のとおり補助金交付決定の取り消し額を確定したので通知します。

記

- |   |           |   |   |
|---|-----------|---|---|
| 1 | 補助金の交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の取消額   | 金 | 円 |
| 3 | 補助金の取消理由  |   |   |

様式第17号（第17条関係）

第 年 月 日 号

様

宇陀市長



補助金返還命令書

年 月 日付け 第 号で交付決定しました宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金について、宇陀市建築物土砂災害対策改修促進事業補助金交付要綱第17条第3項の規定により、下記のとおり返還を命じます。

記

- 1 返還すべき金額 金 円
- 2 補助金既交付額 金 円
- 3 返 還 期 日 年 月 日 まで
- 4 返 還 の 理 由

## 14-15 宇陀市耐震シェルター設置工事補助金交付要綱

宇陀市告示第29号

宇陀市耐震シェルター設置工事補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年5月30日

宇陀市長 高見省次

### 宇陀市耐震シェルター設置工事補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守り、地震に強いまちづくりを進めるため、耐震シェルターを設置しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「耐震シェルター」とは、住宅内に設置することにより、当該住宅が倒壊した場合に倒壊から居住者の生命を守る機能を有する構造物として、市長が認めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、耐震シェルターを設置しようとする者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 次条に規定する補助対象住宅の所有者（個人に限る。）
- (2) 宇陀市税条例（平成18年宇陀市条例第56号）第3条に規定する市税を滞納していないこと。
- (3) 自己及び同居の親族が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

(補助対象住宅)

第4条 補助金の交付の対象となる住宅（以下「補助対象住宅」という。）は、耐震シェルターを設置しようとする住宅で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存するもの

- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、木造の1戸建ての住宅、長屋住宅又は共同住宅（店舗等の用途を兼ねるものにあつては当該用途に供する部分の床面積が延床面積の2分の1未満のもの）
- (3) 昭和56年5月31日以前に着工されたもの
- (4) 地上階数が2以下のもの
- (5) 耐震診断による構造評点が1.0未満と診断されたもの  
（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、耐震シェルターの本体及びその設置に要する経費とする。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、1件につき25万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一補助対象住宅1棟につき1回とする。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、耐震シェルターの設置工事に着手する前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、公簿等で確認できるときは、添付書類を省略することができる。

- (1) 耐震シェルターの設置工事の見積書及び内訳書
- (2) 補助対象住宅の付近見取図及び写真（外観が確認できるものを2枚以上）
- (3) 現況配置図
- (4) 補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に着工したことを証する次に掲げるいずれかの書類
  - ア 建築確認通知書の写し
  - イ 家屋登記事項証明書（登記簿謄本）
  - ウ その他建築年月日が確認できる書類等
- (5) 補助対象住宅の所有者が確認できる書類（所有者以外の者が申請する場合にあつては所有者の同意書を、共有の場合にあつては申請代表者への共有者の同意書又はこれに代わる書類を添付すること。）
- (6) 市税納税証明書
- (7) 耐震診断の結果の写し
- (8) 耐震シェルターの設置場所を表示した住宅の平面図
- (9) 耐震シェルターの設置工事工程表
- (10) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第8条 市長は、前条の申請書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められた場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項に規定する審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(工事の着手)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、工事に着手したときは、速やかに工事着手届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(工事の変更等)

第10条 交付決定者は、第7条の規定による補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに市長と変更の協議をしなければならない。

2 前項に規定する変更協議において、補助金の額に変更が生じる場合は、工事変更申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の工事変更申請書を受理したときは、変更申請の内容を審査し、適当と認められた場合は、補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により通知するものとする。

4 交付決定者は、第1項に規定する変更協議において、工事内容のみに変更が生じる場合は、工事変更届(様式第7号)を市長に提出しなければならない。

5 交付決定者は、耐震シェルターの設置工事を中止し、又は廃止しようとするときは、工事中止(廃止)届(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(中間工程の報告)

第11条 交付決定者は、市長が別に定める日までに、工事中間工程報告書(様式第9号)に工事写真を添えて、市長に報告しなければならない。この場合において、市長は必要に応じて現場で検査を行うものとする。

(完了の報告)

第12条 交付決定者は、耐震シェルターの設置工事が完了したときは、当該完了の日から起算して30日を経過する日までに工事完了報告書(様式第10号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長は必要に応じて現場で検査を行うものとする。

- (1) 耐震シェルターの設置工事の着手前、工事中及び工事の完了時における施工写真
- (2) 耐震シェルターの設置工事契約書の写し
- (3) 耐震シェルターの設置工事精算書(最終の工事代金内訳書)

(4) 耐震シェルターの設置工事に係る領収書の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の報告書を受領したときは、当該報告書の内容を審査し、適正と認めた場合は、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

(補助金の交付請求及び交付)

第14条 前条に規定する通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書を受領したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(指示及び検査)

第15条 市長は、交付決定者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第8条の規定により市長が付した条件に違反したとき。

(2) 第15条の規定による市長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、交付決定者に対し既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第18条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年6月1日から施行する。

(表)

様式第1号(第7条関係)

年 月 日

宇陀市長 様

申請者

住 所

氏 名

電話番号

### 補助金交付申請書

年度耐震シェルター設置工事補助金の交付を受けたいので、宇陀市耐震シェルター設置工事補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

建 築 物 の 概 要	建築物の所在地						
	所有者氏名						
	建築物の用途・ 規模・ 構造等	用 途		階 数	地上	階・	
		建築面積		延べ床	地下	階	
	構 造						m <sup>2</sup>
確 認 等 の 履 歴	確認済証	有・無	確認番号		年月日	年 月 日	
	検査済証	有・無	検査番号		年月日	年 月 日	
現 況 評 点							
耐震シェルター の 名 称							
耐震シェルター 設置工事予定金額							
工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日				

〔添付書類〕

①耐震シェルターの設置工事見積書及び内訳書②補助対象住宅の付近見取図及び写真③現況配置図④補助対象住宅が昭和56年5月31日以前に着工したことを証する書類⑤補助対象住宅の所有者が確認できる書類⑥市税納税証明書⑦耐震診断の結果の写し⑧耐震シェルターの設置場所を表示した住宅の平面図⑨耐震シェルターの設置工事工程表⑩その他市長が必要と認める書類

(裏)

私（申請者）及び私の同居の親族は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しないことを誓約します。

申請者

住 所

氏 名

※ 補助対象者から暴力団を排除するため、申請者に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。なお、この申請書に記載された内容は、桜井警察署に照会する場合がありますが、この申請書に記載された個人情報をこの事務の目的及びこの事務から暴力団を排除する目的以外には使用しません。



様式第2号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

(住 所)  
(氏 名) 様

宇陀市長 印

### 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震シェルター設置工事補助金について、次のとおり交付を決定したので通知します。

建築物の所在地	
補助金交付額	円

#### 〔交付の条件〕

- (1) 宇陀市耐震シェルター設置工事補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金は、補助対象住宅の耐震シェルター設置工事費に使用し、他の目的に使用しないこと。補助金の使途が適正でないときは、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。
- (3) この決定後、工事内容を変更する場合、工事予定期間内に工事が完了する見込みがない場合等、申請内容に変更が生じる場合は必ず事前に市長に報告し、担当者の指示に従うこと。変更内容等によっては補助を受けられなくなる可能性があります。
- (4) この決定後、耐震シェルター設置工事を中止し、又は廃止した場合には、速やかに工事中止（廃止）届を市長に提出すること。
- (5) この決定に係る工事が完了し、補助金の交付を受けるためには、所定の書類を添えて工事完了報告書を提出すること。

様式第3号（第8条関係）

第 号  
年 月 日

(住 所)  
(氏 名) 様

宇陀市長 

### 補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった耐震シェルター設置工事補助金  
については、次のとおり不交付を決定したので通知します。

建 築 物 の 所 在 地	
不 交 付 の 理 由	

様式第4号（第9条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

工事着手届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた耐震シェルターの設置工事を着手しましたので、宇陀市耐震シェルター設置工事補助金交付要綱第9条の規定により次のとおり届け出ます。

建築物の所在地	
着 手 日	年 月 日
完 了 予 定 日	年 月 日
耐震シェルター 設置工事施工者	会社等の名称又は氏名
	所在地又は住所
	電話番号

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

### 工事変更申請書

年 月 日付け 第 号で耐震シェルター設置工事補助金の交付決定を受けた工事について補助金の交付決定額の変更を伴う工事内容の変更をしますので、宇陀市耐震シェルター設置工事補助金交付要綱第10条第2項の規定により関係書類を添えて提出します。

建築物の所在地	
変更の理由	
変更の内容	

※変更内容を確認できる書類を添付して下さい。

様式第6号（第10条関係）

第 号  
年 月 日

(住 所)  
(氏 名) 様

宇陀市長 印

### 補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で耐震シェルター設置工事補助金の交付決定をした耐震シェルター設置工事補助金について、次のとおり変更したので通知します。

建築物の所在地	
変更前の 補助金交付決定額	円
変更後の 補助金交付決定額	円

様式第7号（第10条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

### 設置工事変更届

年 月 日付け 第 号で耐震シェルター設置工事補助金の交付決定を受けた工事について、工事内容を変更しますので、宇陀市耐震シェルター設置工事補助金交付要綱第10条第4項の規定により次のとおり届け出ます。

建築物の所在地	
変更の理由	
変更の内容	

※変更内容を確認できる書類を添付して下さい。

様式第8号（第10条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

工事中止（廃止）届

年 月 日付け 第 号で耐震シェルター設置工事補助金の交付決定を受けた耐震シェルター設置工事を中止（又は廃止）しますので、宇陀市耐震シェルター設置工事補助金交付要綱第10条第5項の規定により次のとおり届け出ます。

建築物の所在地	
中止（廃止）の理由	

様式第9号（第11条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

### 工事中間工程報告書

年 月 日付け 第 号で耐震シェルター設置工事補助金の交付決定を受けた耐震シェルター設置工事について、中間工程を報告します。

建築物の所在地	
---------	--

※工事写真を添付して下さい。



様式第10号(第12条関係)

年 月 日

宇陀市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

### 工事完了報告書

年 月 日付け 第 号で耐震シェルター設置工事補助金の交付決定を受けた耐震シェルター設置工事が完了しましたので、宇陀市耐震シェルター設置工事補助金交付要綱第12条の規定により関係書類を添えて提出します。

建築物の所在地	
工事完了年月日	年 月 日
耐震シェルター設置工事金額	円

[添付書類]

①耐震シェルター設置工事の着手前、工事中及び工事の完了時における施工写真②耐震シェルター設置工事契約書の写し③耐震シェルター設置工事精算書(最終の工事代金内訳書)④耐震シェルター設置工事に係る領収書の写し⑤その他市長が必要と認める書類

様式第11号（第13条関係）

第 年 月 日  
第 号

(住 所)  
(氏 名) 様

宇陀市長 印

### 補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた耐震シェルター設置工事補助金の交付額を次のとおり確定したので通知します。

建 築 物 の 所 在 地	
補 助 金 交 付 決 定 額	円
補 助 金 交 付 確 定 額	円

様式第12号（第14条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

印

### 補助金交付請求書

宇陀市耐震シェルター設置工事補助金交付要綱第14条第1項の規定により耐震シェルター設置工事補助金の交付を請求します。

建築物の所在地	
補助金交付請求額	円

金融機関名			
預金種別		口座番号	
フリガナ 口座名義			

## 14-16 宇陀市ブロック塀等撤去補助金交付要綱

宇陀市告示第58号

宇陀市ブロック塀等撤去補助金交付要綱を次のように定める。

平成30年11月28日

宇陀市長 高見省次

### 宇陀市ブロック塀等撤去補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、ブロック塀等の倒壊により生じる被害を未然に防止するため、地震、暴風雨等により倒壊するおそれのあるブロック塀等の全部又は一部を撤去しようとする者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「ブロック塀等」とは、コンクリートブロック塀、石塀、コンクリート塀、レンガ塀又は土塀であつて、道路（国、奈良県又は宇陀市が管理する市内の道路をいう。）に面したものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、ブロック塀等の全部又は一部を撤去しようとする者であつて、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) ブロック塀等の所有者であること。
- (2) 宇陀市税条例（平成18年宇陀市条例第56号）第3条に規定する市税を滞納していないこと。
- (3) 自己及び同居の親族が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、高さ60センチメートル以上のブロック塀等の全部又は一部を撤去する工事（ブロック塀等の一部を撤去する工事については、撤去した後のブロック塀等

の全てが高さ60センチメートル未満となるものに限る。) (以下「撤去工事」という。) に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額又はブロック塀等の見付面積1平方メートルにつき1万円として算定した額のいずれか低い額とし、1件につき10万円を限度とする。この場合において、当該補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、同一敷地につき1回とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、撤去工事に着手する前に、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 工事区域を明示した敷地の位置図(縮尺2,500分の1以上)
- (2) 撤去工事の見積書及び内訳書
- (3) ブロック塀等の現況写真(2枚以上)
- (4) ブロック塀等の場所を表示した配置図
- (5) ブロック塀等の所有者が確認できる書類(所有者以外の者が申請する場合にあっては所有者の同意書を、共有の場合にあっては申請代表者への共有者の同意書又はこれに代わる書類)
- (6) 納税等確認承諾書(様式第2号)
- (7) ブロック塀等の高さ及び仕様を示した概要図
- (8) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは、条件を付することができる。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、補助金不交付決定通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(工事の着手)

第8条 前条第1項の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、撤去工事に着手したときは、速やかに工事着手届(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(工事の変更等)

第9条 交付決定者は、第6条の規定による補助金の交付申請の内容を変更しようとするときは、速やかに市長と変更の協議をしなければならない。

- 2 前項に規定する変更協議において、補助金の額に変更が生じる場合は、工事変更申請書（様式第6号）に変更の内容を確認できる書類を添えて市長に申請しなければならない。
- 3 市長は、前項の工事変更申請書を受理したときは、変更申請の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金変更交付決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。
- 4 交付決定者は、第1項に規定する変更協議において、工事内容に限り変更が生じる場合は、工事変更届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。
- 5 交付決定者は、撤去工事を中止し、又は廃止しようとするときは、工事中止（廃止）届（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（工事の完了報告）

第10条 交付決定者は、撤去工事が完了したときは、当該完了の日から起算して30日以内に工事完了報告書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。この場合において、市長は必要に応じて現場で検査を行うものとする。

- (1) 撤去工事の着手前、工事中及び工事の完了時における施工写真
- (2) 撤去工事の契約書の写し
- (3) 撤去工事の精算書（最終の工事代金内訳書）
- (4) 撤去工事に係る領収書の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条に規定する報告書を受理したときは、当該報告書の内容を審査し、適当と認めた場合は、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書（様式第11号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の交付請求及び交付）

第12条 前条に規定する通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（指示及び検査）

第13条 市長は、交付決定者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定による市長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認めるとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、交付決定者に対し既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

(表)

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

宇陀市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

補助金交付申請書

年度ブロック塀等撤去補助金の交付を受けたいので、宇陀市ブロック塀等撤去補助金交付要綱第6条の規定により関係書類を添えて申請します。

ブ ロ ッ ク 塀 等 の 概 要	ブ ロ ッ ク 塀 等 の 所 在 地			
	所 有 者 氏 名			
	ブ ロ ッ ク 塀 等 を 撤 去 す る 見 付 面 積			m <sup>2</sup>
	構 造			
撤去工事予定金額				
工事着手予定日	年 月 日	工事完了予定日	年 月 日	

[添付書類]

①工事区域を明示した敷地の位置図(縮尺2,500分の1以上)②撤去工事の見積書及び内訳書③ブロック塀等の現況写真(2枚以上)④ブロック塀等の場所を表示した配置図⑤ブロック塀等の所有者が確認できる書類⑥納税等確認承諾書⑦ブロック塀等の高さ及び仕様を示した概要図⑧その他市長が必要と認める書類



(裏)

私（申請者）及び私の同居の親族は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者には該当しないことを誓約します。

申請者  
住 所

氏 名

※ 補助対象者から暴力団を排除するため、申請者に暴力団でない旨の誓約をお願いしています。なお、この申請書に記載された内容は、桜井警察署に照会する場合がありますが、この申請書に記載された個人情報をこの事務の目的及びこの事務から暴力団を排除する目的以外には使用しません。

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者  
住 所  
氏 名

納税等確認承諾書

行政サービス事業名	宇陀市ブロック塀等撤去補助事業
-----------	-----------------

上記行政サービスの申請に際し、市税の納税状況を担当職員が確認することについて同意します。

納税状況の確認内容
滞納の有無： 有 ・ 無
滞納があるときの詳細（ ）

確認年月日	年 月 日
確認担当職員	

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

(住 所)  
(氏 名) 様

宇陀市長 印

### 補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったブロック塀等撤去補助金について、次のとおり交付を決定したので通知します。

ブロック塀等の所在地	
補 助 金 交 付 額	円

#### 〔交付の条件〕

- (1) 宇陀市ブロック塀等撤去補助金交付要綱を遵守すること。
- (2) この補助金は、ブロック塀等の撤去工事に使用し、他の目的に使用しないこと。補助金の使途が適正でないときは、補助金の交付の決定を取り消すことがあります。
- (3) この決定後、撤去工事の内容を変更する場合、工事予定期間内に撤去工事が完了する見込みがない場合等、申請内容に変更が生じる場合は必ず事前に市長と協議し、担当者の指示に従うこと。変更内容等によっては補助金の交付を受けられなくなる可能性があります。
- (4) この決定後、撤去工事を中止し、又は廃止した場合には、速やかに市長に届け出ること。
- (5) この決定に係る撤去工事が完了し、補助金の交付を受けるためには、所定の書類を添えて市長に工事完了報告書を提出すること。

様式第4号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

(住 所)  
(氏 名) 様

宇陀市長 印

### 補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったブロック塀等撤去補助金については、次のとおり補助金を交付しないことを決定したので通知します。

ブロック塀等の所在地	
不 交 付 の 理 由	

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

### 工事着手届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたブロック塀等  
撤去補助金に係る撤去工事に着手しましたので、宇陀市ブロック塀等撤去補助  
金交付要綱第8条の規定により次のとおり提出します。

ブ ロ ッ ク 塀 等 の 所 在 地	
工 事 着 手 日	年 月 日
工 事 完 了 予 定 日	年 月 日
撤 去 工 事 の 施 工 者	会社等の名称又は氏名
	所在地又は住所
	電話番号

様式第6号（第9条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

### 工事変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたブロック塀等  
撤去補助金に係る撤去工事について、補助金の交付決定額の変更を伴う工事内  
容の変更をしますので、宇陀市ブロック塀等撤去補助金交付要綱第9条第2項  
の規定により関係書類を添えて申請します。

ブ ロ ッ ク 塀 等 の 所 在 地	
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	

※変更内容を確認できる書類を添付して下さい。

様式第7号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

(住 所)  
(氏 名) 様

宇陀市長 印

### 補助金変更交付決定通知書

年 月 日付け 第 号で交付を決定したブロック塀等撤去補助金について、次のとおり変更したので通知します。

ブ ロ ッ ク 塀 等 の 所 在 地	
変 更 前 の 補 助 金 交 付 決 定 額	円
変 更 後 の 補 助 金 交 付 決 定 額	円

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

宇陀市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

工事変更届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたブロック塀等  
撤去補助金に係る撤去工事について、工事内容を変更しますので、宇陀市ブロッ  
ク塀等撤去補助金交付要綱第9条第4項の規定により次のとおり提出します。

ブ ロ ッ ク 塀 等 の 所 在 地	
変 更 の 理 由	
変 更 の 内 容	

※変更内容を確認できる書類を添付して下さい。



様式第9号（第9条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

工事中止（廃止）届

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたブロック塀等  
撤去補助金に係る撤去工事を中止（又は廃止）しますので、宇陀市ブロック塀等  
撤去補助金交付要綱第9条第5項の規定により次のとおり提出します。

ブロック塀等 の 所 在 地	
中止（廃止）の理由	

様式第10号(第10条関係)

年 月 日

宇陀市長 様

申請者  
住 所  
氏 名  
電話番号

### 工事完了報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けたブロック塀等撤去補助金に係る撤去工事が完了しましたので、宇陀市ブロック塀等撤去補助金交付要綱第10条の規定により関係書類を添えて提出します。

ブロック塀等の所在地	
工事完了年月日	年 月 日
撤去工事金額	円

[添付書類]

①撤去工事の着手前、工事中及び工事の完了時における施工写真②撤去工事の契約書の写し③撤去工事の精算書(最終の工事代金内訳書)④撤去工事に係る領収書の写し⑤その他市長が必要と認める書類

様式第11号（第11条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

(住 所)  
(氏 名) 様

宇陀市長 印

### 補助金交付額確定通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定したブロック塀等撤去補助金の交付額を次のとおり確定したので通知します。

ブロック塀等の所在地	
補助金交付決定額	円
補助金交付確定額	円

様式第12号（第12条関係）

年 月 日

宇陀市長 様

申請者

住 所

氏 名

印

電話番号

### 補助金交付請求書

宇陀市ブロック塀等撤去補助金交付要綱第12条第1項の規定によりブロック塀等撤去補助金の交付を請求します。

ブロック塀等の所在地	
補助金交付請求額	円

金融機関名							
預金種別		口座番号					
フリガナ 口座名義							